（廃棄物対策課の所掌事務）

第四十八条　廃棄物対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）

十　福島復興再生特別措置法第十七条の二十三第三項に基づく認定特定復興再生拠点区域等内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること（環境再生課の所掌に属するものを除く。）。

十一　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

（廃棄物対策課の所掌事務）

第四十八条　廃棄物対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）

十　福島復興再生特別措置法第十七条の十七第三項に基づく認定特定復興再生拠点区域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること（環境再生課の所掌に属するものを除く。）。

十一　（略）